

# 令和4年度労災診療費の改定について

## 1 概要

令和3年12月22日に健康保険の診療報酬改定率が決定。

この改定率も踏まえて、労災診療費を改定することとした。

### (1) 診療報酬改定に伴う改定

労災診療費の算定は、健康保険の診療報酬点数表に原則準拠させており、今回の健康保険の診療報酬改定に伴い、労災診療費の相当部分を連動して改定。 (722百万円)

### (2) 労災特掲の改定

健康保険の診療報酬改定に併せ、労災独自の項目(労災特掲)について、労災医療の特性を考慮の上、傷病労働者の早期職場復帰の促進等の観点から改定。 (182百万円)

## 2 労災特掲の改定内容

### (1) 職場復帰支援・療養指導料の拡充及び点数配分の見直し

(26百万円)

新興感染症(新型コロナウイルス感染症)罹患後症状専用の指導管理箋を作成し、新興感染症(新型コロナウイルス感染症)罹患後の症状を有する被災労働者に係る治療や療養支援、職場復帰への支援を行う。また、初回指導時の労力を勘案し、点数配分を見直す。

(新興感染症(新型コロナウイルス感染症)罹患後症状の場合)

(新規) 初回 600 点、2 回目 500 点

(精神疾患を主たる傷病とする場合)

初回 560 点、2 回目 560 点、3 回目 560 点、4 回目 560 点

↓

初回 900 点、2 回目 560 点、3 回目 450 点、4 回目 330 点

(その他の疾患の場合)

初回 420 点、2 回目 420 点、3 回目 420 点、4 回目 420 点

↓

初回 680 点、2 回目 420 点、3 回目 330 点、4 回目 250 点

## (2) 術中透視装置使用加算の対象手術及び対象部位の拡充

(19 百万円)

所定の外科的手術を行う際に、X 線透視装置を使用して行った場合には、1 回の手術につき 220 点を手術料に加算できることとしており、その対象となる手術及び部位を拡充したもの。

(下線部を追加)

ア 対象部位：大腿骨、下腿骨、上腕骨、前腕骨、手根骨、中手骨、手の手指骨、指骨、足根骨、膝蓋骨、足趾骨

対象手術：骨折観血的手術、骨折経皮的鋼線刺入固定術、骨折非観血的整復術、関節脱臼非観血的整復術又は関節内骨折観血的手術

イ 対象部位：脊椎

対象手術：経皮的椎体形成術、脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術

## (3) コンピューター断層診断の特例の拡充

(1 百万円)

他の医療機関で撮影したフィルムについて、再診時に傷病労働者が持参し、医師が診断を行った場合に、225 点算定できるところ、同一月に健保点数表「E203 コンピューター断層診断 450 点」を初診時に算定した場合も算定できるようにしたもの。

(4) 救急医療管理加算(入院)の金額引上げ (116百万円)

健康保険の救急医療管理加算引上げに伴い、入院に係る救急医療管理加算(労災特掲)の金額を引上げる。

6,300円 → 6,900円

(5) 入院室料加算の引上げ (20百万円)

保険医療機関における入院室料に係る料金設定の実態を踏まえ、加算金額を一律10%引上げる。

	個室		2人部屋		3人部屋		4人部屋	
	甲地	乙地	甲地	乙地	甲地	乙地	甲地	乙地
現行	10,000	9,000	5,000	4,500	5,000	4,500	4,000	3,600
↓								
改定後	<u>11,000</u>	<u>9,900</u>	<u>5,500</u>	<u>4,950</u>	<u>5,500</u>	<u>4,950</u>	<u>4,400</u>	<u>3,960</u>

**3 改定時期**

令和4年4月診療分から改定済み。

# 労災診療費の仕組み

## 1 原則として健康保険に準拠

- 労災保険における療養の給付(診察、処置、薬剤等)の範囲は、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものであるものとされている。

➡ 健康保険の保険給付に準拠

## 2 労災保険独自の取扱い(労災特掲項目の設定等)

労災保険における療養の給付は、健康保険の保険給付に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、次のような観点から独自の措置を講じている。

### ○労災診療の特殊性等を考慮した点数の評価

診療担当医師には、労災診療上、次のような判断が求められる。

- ・労災保険では、患者が業務上の災害であるか確認が求められること
- ・労災保険で療養継続中の者については治療効果の確認が求められ、治療効果が認められない場合には症状固定(治ゆ)の判断が求められること

### ○労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した独自項目の設定、評価

- ・労働災害では、工場などでの四肢に係る重度の創傷が多い
- ・創面が広範囲に汚染され、それが深部にわたる 等

### ○被災労働者の早期職場復帰に資する独自項目の設定、評価

- ・被災労働者の労働能力の回復、早期職場復帰が目的

### 労災特掲項目の具体例

診療単価は1点12円 (※)  
(健保は1点10円)

四肢の傷病に係る手術等の加算 等

リハビリテーションに対する評価の充実、  
職場復帰支援・療養指導料 等

※初診料、再診料については、労災診療費として独自の金額を設定している。